

住民税・国民健康保険税の申告

2月16日から申告が始まります！お忘れなく！！

平成22年分住民税・国民健康保険税の申告が2月16日（水）から始まります。
詳しくは、後日お知らせします日程表をご確認いただき、必要な書類を持参の上、申告してください。

○申告をしなければならぬ方

- ・平成23年1月1日現在、阿蘇市に住所がある方
- ・営業、農業などの事業収入や不動産収入がある方
- ・国民健康保険に加入されている方
- ・給与所得が2ヶ所以上あり年末調整をされなかった方
- ・報酬、料金、契約金及び賞金等の支払を受けた方
- ・医療費控除等その他の所得控除を受ける方
- ・肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける方
- ・家内労働者等の事業所得等（保険外交員など）の所得計算の特例を受ける方

○申告をしなかった場合は

- ・金融機関等に必要所得証明書などの交付ができません。
- ・国民健康保険税の軽減措置が受けられません。
- ・その他市営住宅や保育料の算定などに支障をきたす場合があります。

○事業主の皆さまへ

平成22年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、すべての受給者に交付することになっています。
また、「給与支払報告書」は、職業形態、支払い金額にかかわらず受給者の平成23年1月1日現在、住所のある市町村に、1月31日（月）までに提出してください。

○身体の不自由な方や高齢者の方へ

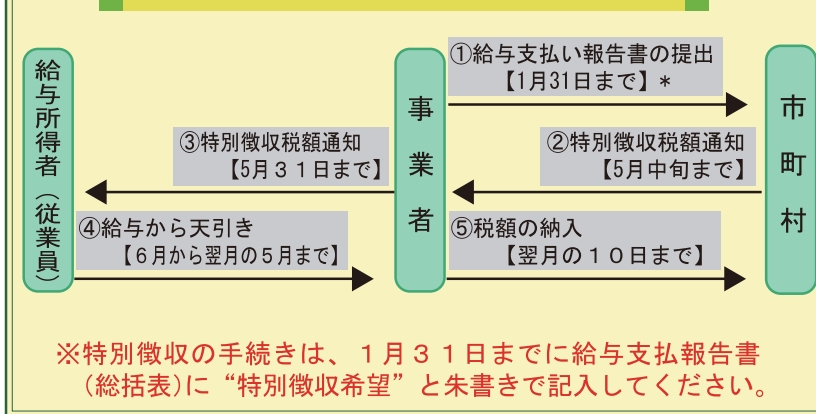
期間中、申告に来ることができない場合は必ず連絡をしてください。

information

従業員の個人住民税の特別徴収（天引き）を実施していますか？

事業主の方へ

特別徴収の方法による納税の仕組み



■個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を特別徴収（天引き）し、住民税の納税義務者である従業員に代わって納入いただく制度です。
■所得税を源泉徴収している事業主の皆さまは、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。
（地方税法第321条の4及び阿蘇市税条例第45条）

〈問い合わせ先〉 税務課 市民税係 ☎ 22-3148

法律問題のトラブルを解決します！まずはお気軽にお電話ください。離婚・相続・借金 etc...

受付時間：平日14時～17時（予約制）TEL：0967-22-5223

*土曜日のご相談をご希望の方は直接お問い合わせください。

・一般相談料 30分1050円

・『多重債務』の相談は無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

熊本県弁護士会所属 弁護士 木場真彦（きば まさひこ）
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）

